

設備等リフォーム事業 よくある問合せ

Q1 1,2歳児の定員増に伴い0歳児定員を減らしたが、その定員を超える0歳児の受け入れは可能か

施設規模や保育士人数等の基準を満たしているのであれば、現在の定員外受け入れの運用と同じく、受け入れを行うことは可能です。また、連携園の受け入れ枠についても定員外で受け入れることが可能です。

どちらの場合でも個別の保育ニーズによる調整が必要なため、事前に区役所のこども家庭支援課との協議が必要です

Q2 契約の手続き（入札または見積り）の仕方が分からない

横浜市の契約の手引きに準じて進めてください。

※契約の手引きは横浜市HPよりご覧いただけます。

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/ninka/sisetsuseibi.html>)

Q3 設計審査・完了検査の依頼はどこにすればいいか

設計時、完了時ともにこども施設整備課で行います。

なお、実施設計審査および完了検査は施設整備監査の手引きを参考に行いますので、ご確認お願いします。（Q2に記載のリンクよりご覧いただけます）

Q4 照明設備をLED化する工事は補助対象となるか

既存の照明・電気設備が一定年数（概ね10年間）を経過し、使用に堪えなくなり、改修が必要であれば、併せてLED化することができます。

なお、照明器具のみが補助対象であり、消耗品である電球部分は補助対象外となります。

Q5 補助金交付決定のタイミングはいつになるか

建物の所有形態によりタイミングが変わります。

・自己所有物件…国との事前協議後、内示がでてからとなります。

（例：6月協議・8月内示、8月協議・10月内示）

・賃貸物件…国との事前協議はありません。補助金交付申請後2～3週間程度となります。

Q6 同等の機能だが従前の設備とは異なる設備の導入が可能か

一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった設備等の改修工事または衛生環境の改善を目的とした設備の改修工事であり、尚且つ耐久性がよくなる等、なぜ変える必要性があるのか合理的な説明をしていただく必要があります。

Q7 定員増は申請後すぐにしなければいけないのか

改修工事後の翌年度 4 月より適用となるように定員増の申請を行ってください。
(令和 8 年度事業の場合は、令和 9 年 4 月より定員を増やしてください)

Q8 定員増というのは定員外受入れや年度限定保育での枠の増加でも認められるか

中規模改修事業申請にあたって、認可定員を増やしていただく必要があります。